

高知工科大学休学及び復学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、[高知工科大学学則第16条](#)に規定する休学及び[第17条](#)に規定する復学の手続き等
に関し必要な事項について定めるものとする。

(休学の手続)

第2条 休学をしようとする者又は休学期間を延長しようとする者は、本人及び保証人連署の休学願（別
紙様式1）を学群長、学部長又は研究科長（以下「所属長」という。）を経て、休学開始又は延長をし
ようとする月の1日から起算して2週間前までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

(休学の許可)

第3条 休学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 休学を許可した者には、休学許可書（別紙様式2）を交付する。

3 休学の許可は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 傷病により修学することができない者

(2) 経済的な理由により修学することができない者

(3) 親族の看護、家族の世話等で修学することができない者

(4) その他特別の理由により、学長が修学することが困難であると認めた者

(復学の手続)

第4条 休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、本人及び保証人連署の復学願（別紙様
式3）を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 休学期間が満了した者は、特段の手続きを経ることなく復学とする。

(復学の許可)

第5条 復学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 復学を許可した者には、復学許可書（別紙様式4）を交付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

(様式1) [休学願](#)

(様式2) [休学許可書](#)

(様式3) [復学願](#)

(様式4) [復学許可書](#)